

令和5年度 第1回宮崎市福祉有償運送運営協議会議事録

(令和5年7月28日開催)

発言者	発言内容
事務局	<p>《1 開会》</p> <p>【委員の紹介】</p> <p>人事異動等により、本協議会より新たに委嘱された委員を紹介。</p> <p>委員の任期については、宮崎市有償運送運営協議会設置要綱第4条第2項において、協議会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期を前任者の残任期間とすることが定められていることから、令和5年7月1日から令和6年4月30日まで本協議会の委員を委嘱するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 宮崎県理学療法士会 宮崎市郡南部ブロックブロック長 丸中 公貴 様 丸中様は本協議会設置要綱第3条第8号の学識者として委員である。 ・宮崎市 福祉部長 田村 欣浩 同要綱第3条第1号の宮崎市長が指名する職員としての委員である。 <p>【会の成立】</p> <p>本日は委員8名の出席。</p> <p>設置要綱第5条第5項の規定で、協議会は、半数以上が出席しなければ開会することができないことになっている。ついては、本会議が成立していることを報告する。</p>
会長	<p>《2 議事》</p> <p>本日は報告案件が4件、協議案件が6件となっている。</p> <p>事務局より説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>【報告（1）令和4年度各事業所実績報告について】</p> <p>令和4年度末時点で12の事業所の登録があり、それぞれ登録利用者数や車両数、移送回数等の実績等について報告をいただいた。各事業者ごとに増減はそれぞれあるが、全体的な実績としては令和3年度と同程度となっている。</p> <p>車両数については、昨年度の第1回協議会にて、ご意見をいただいたため、登録車両のうち、福祉車両の欄を設けた。ここでいう福祉車両とは、協議会指針に定める使用車両のうち、寝台車・車いす車・兼用車・回転シート車を</p>

指しており、合計132台の登録車両のうち、63台が福祉車両、69台が福祉有償運送上「セダン」と表現されるものになる。

各事業所で行う登録運転手向けの研修を受けた運転手の人数だが、巴会においては新型コロナウイルス感染防止の観点から未実施であったとの報告であったが、運転手に対して安全運転等の周知を定期的に行っているとのことである。

事務局としては、今回事故の報告案件がなかったため、引き続き、運転手安全運転、事故防止について事務局としてもサポートしていきたい。

【報告（1）令和4年度各事業所実績報告についての質疑等】

A 委員 まほろば福祉会や信愛会の利用者が極端に減っているようだが、どのような状況にあるのか。

事務局 長期間利用がなかった利用者について、整理を行ったためと伺っている。

A 委員 PA みやざきについてだが、運転者が増えているが車両が増えていないのは何か要因があるのか。

事務局 法人所有の車両と個人所有の車両をうまく利用しているためと思われる。

【報告（2）車両の減車について】

事務局 今回は7事業所から合わせて12台の報告があがっている。

減車の理由としては、いずれも運転者の退職または法人所有車両の登録取り消しによるものである。

【報告（2）車両の減車についての質疑等】

A 委員 宮崎市社会福祉協議会の減車の理由にある、「事務所閉鎖による」というのはどのような状況なのか。

事務局 佐土原町にある事務所での運用を取りやめることになり、その結果として佐土原町の事務所で管理している車両を減車することになったためと伺っている。

A 委員 ゆくりの減車理由について詳細を確認したい。

事務局 職員不足により、福祉有償運送を一旦休止するためと伺っている。

事務局	<p>【報告（３）車両の入替について】</p> <p>３事業所から３台報告があがっている。車両については、保険内容や車検証の期限など、必要な要件を満たしていることを事務局にて確認を行っている。</p>
事務局	<p>【報告（４）事業所の代表者・住所の変更について】</p> <p>宮崎市社会福祉協議会より代表者の変更、空の上から住所の変更について報告があがっている。</p>
会長	<p>以上で報告案件を終了する。</p> <p>次に協議案件に入る。</p>
事務局	<p>【協議（１）福祉有償運送登録事業所の新規登録について（継続審議）】</p> <p>本件については、令和４年度第２回協議会において協議を行った、新規登録についての継続審議である。</p> <p>運送料金については、初乗り２kmまで３００円、以後１kmあたり１００円の設定に変更となった。また、車両にかかる保険内容についても見直しを行っていただき、前回の協議会にて委員の皆様からいただいた意見については概ね対応しているものと思われる。</p>
B 委員	<p>【協議（１）福祉有償運送登録事業所の新規登録についての質疑等】</p> <p>車両について確認をすると、所有者が株式会社トーフクのものになっているものを提供してもらうとのことだが、貸借契約などが結ばれている状況なのか。</p>
事務局	<p>貸借契約が結ばれていることを事務局にて確認している。</p>
C 委員	<p>車両の名義を事業所に変更しない、またはできない理由はなにか。</p>
事務局	<p>車両については、株式会社トーフクの事業（障がいサービス）においても使用するため、変更できないと伺っている。</p>
C 委員	<p>道路運送法により、株式会社では福祉有償運送の登録が認められていないため、便宜上一般社団法人で登録をするだけで、運営の実態としては株式会社トーフクが実施するものではないのか。</p>

事務局	有償運送の運営はコンパス娘息子代行サービスが行うと確認している。
D 委員	車両については、貸借契約が結ばれており、保険適用の問題もクリアできているのであれば問題ないと思われるが。
E 委員	今回車両の所有者が株式会社であることを理由に認めないとなってしまうと、福祉有償運送の担い手になるためのハードルがあがってしまい、福祉有償運送を必要とする方々を救えなくなってしまうのではないかと懸念している。
D 委員	道路運送法的に問題があれば、協議会において同意は得られないと思う。事務局にて改めて確認を行ったうえで、承認するか結論づけるべき。
会長	九州運輸局宮崎運輸支局へ確認を行い、法的に問題がない場合は承認としてよろしいか。
全委員	問題なし。 ※協議会終了後、九州運輸局宮崎運輸支局へ確認を行い、車両の取扱について問題がないと判断したため、承認とした。
事務局	【協議（２）利用料金の変更について】 一会からの届出があり、これまで初乗り240円だったものを400円に変更するものである。本年7月26日にタクシー運賃について改正があり、初乗り上限が770円に設定されていることから、概ね2分の1程度の運賃となっているため、妥当な範囲での変更と思われる。
C 委員	【協議（２）利用料金の変更についての質疑等】 タクシー運賃の改正について補足をさせていただく。タクシー運賃の改正については、短距離利用者への配慮もあり、初乗り料金は1kmまでは660円とさせていただいている。
C 委員	福祉有償運送を実施している事業所間で運賃に差がでている状況である。事業所から運賃変更の届出があった場合は、理由を明確にしてもらう必要があるのではないかと懸念している。

事務局	<p>今回の変更の理由としては、燃油代の高騰によるものと伺っている。</p> <p>ご指摘のとおり、事業所間で運賃に差がでていることから、事務局としても、九州運輸局宮崎運輸支局とも相談をしながら平準化の必要性等を検討したい。</p>
会長	<p>協議（２）について承認をする方は挙手をお願いしたい。</p> <p>（全員挙手）</p>
会長	<p>本件については承認とする。</p>
事務局	<p>【協議（３）車両の増車・入替について】</p> <p>今回は６事業所から合わせて８台の申請が上がっている。</p> <p>宮崎市視覚障害者福祉会からは、登録運転者の増加に伴う持込車両２台の増車申請が出ている。運転者については、過去２年間に於いて免許停止の処分は受けておらず、運転者の要件を満たしており、車両についても保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。</p> <p>一会からは登録運転者の増加に伴う持込車両２台の増車申請が出ている。運転者については、過去２年間に於いて免許停止の処分は受けておらず、運転者の要件を満たしており、車両についても保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。</p> <p>空の上と巴会についても、登録運転者の増加に伴う持込車両１台ずつの増車申請が出ている。運転者については、過去２年間に於いて免許停止の処分は受けておらず、運転者の要件を満たしており、車両についても保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。</p> <p>PAみやざきからは法人所有の車いす車両の増車申請があがっており、いずれも要件を満たしている。</p> <p>にこにこ介護サービスについては、車両の入れ替えであるが、車種がセダンから車いす車両への変更であるため、協議事項として取り扱っている。運転者については、過去２年間に於いて免許停止の処分は受けておらず、運転者の要件を満たしており、車両についても保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。</p>
C委員	<p>【協議（３）車両の増車・入替についての質疑】</p> <p>車種と車両ナンバーが一致しないものがあるように見えるが、問題はないのか。</p>

事務局	<p>車検証における車種の定義と、福祉有償運送における車種の定義の違いにより一致しないように見えるが、問題がないことを九州運輸局宮崎運輸支局へ確認している。</p>
会長	<p>協議（3）について承認する方は挙手をお願いしたい。</p> <p>（全員挙手）</p>
会長	<p>本件については承認とする。</p>
事務局	<p>【協議（4）運送対象者の認定について】</p> <p>WelfareJackMIYAZAKI より2名申請が出ている。</p> <p>対象者は通院等の介助などの障がい福祉サービスを利用している。また、精神的に非常に不安定であり、運賃の支払が困難であることから、単独での外出が困難な状況となっているため、単独での公共交通機関の利用は難しいと判断している。</p> <p>ゆくりからは1名申請が出ている。</p> <p>対象者は外出介護等の障がい福祉サービスを利用している。また、精神的に不安定であり、突発的な行動を起こすことがあることから、単独での外出が困難な状況となっているため、単独での公共交通機関の利用は難しいと判断している。</p>
A 委員	<p>【協議（4）運送対象者の認定についての質疑等】</p> <p>7月以降休止になる予定であるゆくりから対象者認定の申請が出ているが、対象者の今後の利用については影響はないのか。</p>
事務局	<p>他の事業所へ引き継ぐ予定であると伺っているため、問題ないと判断している。</p>
会長	<p>協議（4）について承認する方は挙手をお願いしたい。</p> <p>（全員挙手）</p>
会長	<p>本件については承認とする。</p>

事務局	間違いないことを確認している。
A 委員	違反歴については、たとえ私用のものであっても、運送をするうえでは不安要素であるため、対応を考えたほうがよいと思う。
事務局	事業所に注意喚起を行っていくことで対応としたい。
A 委員	違反歴については、協議会の資料に記載すべきものなのか。
事務協	安全に運営できているという判断材料として開示したほうがよいと事務局として判断している。
事務局	本年は今回の6事業所の更新に加え、にこにこ介護サービスの更新を控えている。例年でいけば12月の協議会にて承認をいただくところであるが、にこにこ介護サービスの更新日は1月であることから、九州運輸局宮崎運輸支局と協議し、更新については書面決議による承認でも問題がないことを確認しているため、にこにこ介護サービスの更新については書面決議により対応したいと考えているがよろしいか。また、重大な事故等がなければ今後も更新については書面決議による承認でも問題ないとしてもよろしいか。
会長	<p>前述の事務局から提案も含め、協議（6）について承認する方は挙手をお願いしたい。</p> <p>（全員挙手）</p>
会長	本件については承認とする。
会長	<p>以上で議事のすべてを終了とする。</p> <p>委員の皆様の活発な協議に感謝申しあげる。</p>
事務局	<p>《3 その他》</p> <p>最後となるが、委員よりなにかあるか。</p>
F 委員	セダン利用認定だが、移乗動作に介助が必要かどうか、今後は聞き取りをしたほうがよいと思われるが、いかが。
事務局	承知した。今後の聞き取りの際は、その内容についても確認を行う。

<p>事務局</p>	<p>《 4 閉会》 以上で令和5年度 第1回宮崎市福祉有償運送運営協議会を終了する。</p>
------------	---